#### 神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場ネーミングライツパートナー募集要項

#### 1 趣旨

神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場の命名権(ネーミングライツ)の活用に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

#### 2 本県のネーミングライツの概要

施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、使用する代わりに、施設命名権者(ネーミングライツパートナー)からその対価をいただき、当該施設の管理運営に役立てます。

なお、募集する愛称は一般的な呼称として用い、施設の正式名称は変更しません。

## 3 募集内容

(施設等の写真)

桟橋



カヌー教室



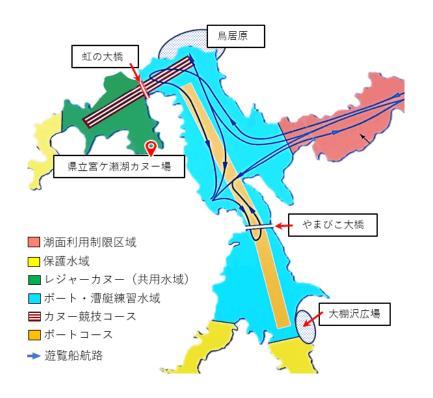
コース外観



カヌー教室



## カヌーコース位置図



施設の名称	神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場				
所在地	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬1,676番地の3				
設置目的	県民にカヌー等に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県				
	民のスポーツの振興に寄与する。				
施設概要	○ 経緯				
	平成 10 年 (1998 年) 平成 10 年かながわ・ゆめ国体のカヌー競技会場・				
	生涯スポーツの振興・地域振興の拠点として整備				
	(国体局)				
	平成28年(2016年) 宮ケ瀬やまなみセンター等の近隣施設と一体的に				
	管理※するため、神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場条				
	例を制定し(平成28年4月1日施行)、公の施設				
	とした上で指定管理者による管理を開始。				
	※一体的管理の対象施設				
	・宮ケ瀬やまなみセンター (旧宮ヶ瀬ビジターセンターの一部機能を集約)				
	・宮ケ瀬湖集団施設地区(及沢園地地区、小中沢				
	園地地区)及び近隣の鳥居原園地				
	○ 施設の構造及び規模				
	敷地面積:145,151.14㎡ (陸上部分5,148.24㎡、水上部分140,002.9㎡)				
	建築物:管理棟(鉄骨造2階建)、艇庫(鉄骨造1階建)、プロパン庫				
	(コンクリートブロック造1階建)、少量危険物保管庫(軽量鉄 骨造1階建)延床面積:1,520.07㎡				
	競技コース 1,000m				

○ 開館時間、休館日

開館時間:5~9月:午前7時から午後5時30分まで

10~4月:午前9時から午後4時30分まで

※ ただし、施設において、競技会、大会等で使用する場合は開

場日及び開場時間を変更する場合がある。

休館日:(ア) 月曜日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときを除く。)

(イ) 休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除 く。)

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで

## 〇 来所者実績

令和6年度(2024年度) 5,093名 令和5年度(2023年度) 5,194名 令和4年度(2022年度) 5,337名

○ 管理運営

指定管理者:公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

指定管理期間: 令和3年(2021年) 4月1日から令和8年(2026年) 3月

31日

指定管理事業内容:施設の維持・管理・運営

# 主なイベン

 $\vdash$ 

(令和6年度の実績)

神奈川県高等学校総合体育大会 カヌー競技(5月)

国民スポーツ大会神奈川県予選会(5月)

游漕会 (7月)

神奈川県高体連新人戦(8月)

県カヌースプリント選手権大会(10月)

宮ヶ瀬湖紅葉レガッタ(11月)

その他、宮ヶ瀬湖畔でカヌー教室やEボート体験ツアーなどを開催

#### (参考 宮ヶ瀬湖周辺のイベント)

みやがせフェスタ春 2024「みやがせ花めぐり」19,000 人 みやがせフェスタ夏 2024「サマーアカデミーみやがせ」33,000 人 みやがせフェスタ秋 2024「みやがせオータムパーティー」23,000 人 第 38 回宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい 来訪者数 16 万人

宮ヶ瀬湖周辺施設の年間利用者 約140万人(令和6年度)

契約期間 令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

命名権料 年

年額50万円以上

(契約額は消費税及び地方消費税を加えた額となります)

付帯提案	命名権料の金額以外に、ご提供いただける提案がある場合は記載して
	ください。
	当該提案は、金額に換算し、命名権料に含めることができます。
	※ 金額換算相当額の積算に係る考え方
	例1:物品の提供の場合
	物品の単価(宣伝分を除く)× 個数 = 金額換算分
	例2:労務の提供の場合
	人件費(単価)× 時間(日数) × 人数 = 金額換算分
	※ 応募価格に含めた附帯提案の金額換算相当額が適当でないと判断
	した場合、県で換算相当額を補正し、応募価格に含めます。
命名権料に	
より県が行	○ 施設・物品等の改修及び修繕
う事業	
愛称の要件	○ 施設の用途に沿った愛称
	「カヌー場」という用語を使用すること。
	例:「○○カヌー場」など
	○ 神奈川県広告掲載要綱第2条第1項に該当する愛称は不可
愛称の掲示	○ 管理棟前の利用案内看板
が想定され	○ 管理棟正面玄関、艇庫入口の利用案内看板
る場所	※ 別添「主な愛称の提示場所」を参考のこと。
	※ その他、パートナーから提案があった場所については、県との協議の
	上、決定します。看板の仕様は別途協議します。費用はネーミングライ
	ツパートナーの負担となります。
その他の県	○ 県ホームページでの愛称の使用
の取組	○ 施設ホームページ、施設パンフレットでの愛称の使用
	○ 県の広報媒体での愛称の紹介、県内市町村に対する愛称の使用の働きか
	け等

## 4 導入までの流れ

- (1) 導入施設、導入条件の決定
- (2) ネーミングライツパートナーの募集
- (3) 申込書等の提出
- (4) 選定委員会の開催
- (5) 優先交渉者の選定
- (6) ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- (7) 協定・契約の締結
- (8) 施設の表示等の変更
- (9) 愛称の使用開始

#### 5 応募資格

別表1「応募資格」に定めるとおり。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人を1者選定してください。

また、広告代理店を通じて申し込むことも可能ですが、この場合、神奈川県から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

## 6 募集方法等

(1) 募集期間

令和7年(2025年)10月17日(金)から令和8年(2026年)1月16日(金)まで

(2) 申込書等の提出

次の書類(原本を正本として1部、コピーしたものを副本として2部)を提出していただきます。

- ア ネーミングライツパートナー申込書 (別紙1)
- イ 企業案内パンフレット等
- ウ 印鑑証明書
- 工 登記事項証明書 (商業登記簿謄本)
- オ 納税証明書(提出日において発行の日から3か月以内のものに限る)
  - a 神奈川県税の未納がないことの証明書(県内に事業所等を有する場合)
  - b 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) (直近1年分)
- カ 決算報告書(直近3か年分)
- キ 定款、寄附行為若しくは規約
- ク 役員等氏名一覧表 (別紙2)
- ※ ウ~オの書類は、提出日において発行の日から3か月以内のものに限ります。
- ※ グループで応募する場合は、構成する各法人についてイ~クの書類を提出してください。

#### (3) 留意事項

- ア 提出は直接持参いただくか、郵送してください。なお、募集期間の最終日となる 令和8年(2026年)1月16日(金)の17時15分必着とさせていただきます。
- イ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ウ 提出された書類は複写のうえ選定委員会委員へ提示するほか、関係機関に意見を 聞く目的でも使用することがあります。
- エ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、神奈川 県情報公開条例に基づき公開することがあります。
- オ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉者を選定するため、外部委員(弁護士、公認会計士など)と施設所管部局 職員等により構成する選定委員会を設置します。

(2) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たって、選定委員会において、各委員から、応募者、愛称、 命名権料、社会貢献の実績等に関する意見を聴取し、当該意見を参考に優先交渉者を 選定します。応募が1件のみの場合も、県のネーミングライツパートナーとしてふさ わしいかどうか、別表2「評価基準」に基づき審査します。 ただし、応募が1件の場合には、審査を簡略化します。

#### (3) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき
- イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- エ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- オ その他不正な行為があったとき
- (4) 選定結果の通知・ネーミングライツパートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

#### 8 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する 協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に 交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めること があります。

#### 9 協定の解除等

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、県は協定を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) 「5 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- (2) 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (3) 倒産又は解散したとき

#### 10 その他

(1) 愛称の周知

決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初からの愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、施設の正式名称を併記する場合があります。

(2) 指定管理者との協議

施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入 に関し具体的な愛称の提示方法についてネーミングライツパートナー、指定管理者及び 県との間で協議することとします。

(3) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称変更は原則として認めません。

(4) 費用負担の考え方

今回の提案に基づいて発生する表示変更等の費用負担は、次のとおりです。

ネーミングライツパートナーの費用負担は、命名権料とは別に負担していただきます。

区 分	ネーミンク゛ライツハ゜ートナー	県
契約締結時の看板等の表示変更*1		0
新たな看板設置等*2*3	0	
印刷物、ホームページの表示変更*4		0
協定期間終了後の原状回復	0	

- \*1 県の負担により県が表示変更する看板等については、別添「主な愛称の提示場所」のとおりです。
- \*2 設置の可否、看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議のうえ決定します。
- \*3 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について行います。
- \*4 パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応しま す。

#### (5) 愛称の文字数

e-kanagawa施設予約システムの入力文字数制限のため、愛称の文字数は15字以内とすることを推奨します。愛称が15字を超える文字数となり、入力ができない場合には、愛称の省略や従前の施設名のままとすることがあります。

## 11 問合せ先・提案書提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 施設グループ

電話 045-285-0795 FAX 045-662-5557

E-mail:sport-renraku@pref.kanagawa.lg.jp

(直接お持ちになる場合は、次の住所にお越しください。)

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14番地 大同生命横浜ビル10階

# 応 募 資 格

- 1 応募資格を有する者は、法人若しくはそれらにより構成されたグループであること。 ただし、次の各号に該当する者は除く。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定 に基づく更生又は再生手続を行っている者
  - (3) 神奈川県から指名停止措置又は不利益処分を受けている者
  - (4) 県税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく県に対する債務を履行していない者
  - (5) 政治団体又は宗教団体
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業を営む者
  - (7) 消費者金融、たばこに係る事業を営む者
  - (8) ギャンブル(宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。) に係る事業を営む者
  - (9) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (10) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)である者
  - (11) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
  - (12) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (13) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (14) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (15) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、ネーミングライツ導入時点の指定管理事業内容と競合する者(ただし、ネーミングライツ導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く)
  - (16) 施設の平穏、安定的な管理運営に支障をきたすおそれがあると県が認める者
- 2 グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人等が前項の応募資格を 有すること。

# 評 価 基 準

評価基準項目 (配点)	評価の視点	失格要件
命名権料 (50点)	・他の応募者と比較した場合の命名権料の高さの度合い	・県が示す命名権 料未満の場合は 失格とする。
提案された愛称 (25点)	<ul><li>・施設のイメージに見合っているか</li><li>・県民の方々にとって親しみやすいか</li></ul>	・25 点満点中 16 点 未満の場合は失格 とする。
法人等の社会貢献 、事業内容、経営 体制 (25点)	・社会貢献に理解があり、これまで社会貢献の活動を行っているか(スポーツ振興、特にカヌー競技の振興に関するものは加点) ・今後、どのような社会貢献活動(施設を活用した社会貢献活動を含む)に取り組む予定か(スポーツ振興、特にカヌー競技の振興に関するものは加点) ・施設の設置目的と企業等の事業内容との関連性があるか ・経営の健全性が高く、安定性、継続性が見込まれるか	・25点満点中10点未 満の場合は失格と する。

## 【主な愛称の掲示場所】

## 〇宮ヶ瀬湖周辺施設内のマップ(5箇所)に愛称を掲示

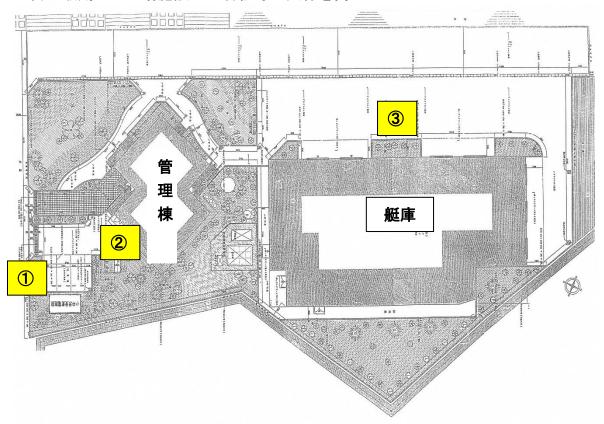
宮ヶ瀬湖畔園地 (3箇所)、県立あいかわ公園 (宮ヶ瀬ダム) (1箇所)、鳥居原園地 (1箇所)



## 宮ヶ瀬湖畔園地 (3箇所 けやき広場、やまなみセンター、駐車場)



#### ○宮ケ瀬湖カヌー場施設内の看板等に愛称を掲示



## ①管理棟前の利用案内看板



②管理棟正面玄関



③艇庫入口の利用案内看板

